

さんが EXPRESS

発行所
セブン&アイグループ労働組合連合会
イトーヨーカドー労働組合
東京都品川区南大井6-27-18
TEL 03-5493-6440
FAX 03-5493-6469
発行者 小鷲 良平 編集者 松川 将也

確認しよう！『2025年度新賃金』 6月10日(火)から賃金改定後の新賃金となります！

2025年度賃金改定後の新賃金は、6月10日(火)から支給されます。なお、賃金改定の詳細については、以下の内容をご確認ください。

今回の賃金改定では、セルフチェックの面談で通知した評価に基づいた評価本人給が反映されています。また、リーダー、キャリア、レギュラー、シニアパートナーのステップアップ区分別に加算を実施します。下記掲載の賃金改定額計算方法を使用し、自身の賃金改定額を確認してください。

質問や不明な点については、まず上長にお問い合わせください。さらに質問がある場合は質問表に内容を詳しく記入して、社内メーラーで組合本部まで送付してください。

【賃金改定額計算方法】 下記の表をもとに皆さんの賃金改定額を計算してみましょう

$$\text{あなたの賃金改定額} = \left(\text{店基礎時給} \times \begin{matrix} \text{評価反映額} \\ \text{改定率} \\ \text{【表①】【表②】} \end{matrix} \right) + \begin{matrix} \text{特別評価給} \\ \text{加算額} \\ \text{【表③】} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{評価本人給} \\ \text{(勤続反映)} \\ \text{加算額【表④】} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{評価本人給} \\ \text{加算額} \\ \text{【表⑤】} \end{matrix}$$

- ・店基礎時給は、個別の雇用契約書に記載の「店基礎時給」をご確認ください。
- ・小数点以下の取り扱いについては、表②のプラス係数（リーダー・キャリアパートナーのS～C評価、レギュラー・シニアパートナーのS～B評価）の方は切り上げになります。また、マイナス係数（リーダー・キャリアパートナーのD評価、レギュラー・シニアパートナーのC～D評価）の方は切り捨てになります。

表① 年間評価の確認

年間評価は上期と下期の評価に基づいて決定されますので、下記を参照のうえ確認してください。

年間評価		下期評価				
		R1	R2	R3	R4	R5
上期評価	R1	S	S	A	B	D
	R2	S	A	B	B	D
	R3	S	A	B	C	D
	R4	A	B	B	C	D
	R5	D	D	D	D	D

例) 上期評価が「R3」、下期評価が「R2」の場合、年間評価は「A」となる。

表② 評価本人給の加減

下期評価時（2024年11月末時点）のステップアップ区分で係数を確認してください。

賃金改定時評価 (年間評価) 下期評価時点 ステップアップ区分	S	A	B	C	D
リーダーパートナー	2.0%	1.7%	1.5%	0.0%	-1.0%
キャリアパートナー	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-1.0%
レギュラーパートナー	1.0%	0.5%	0.0%	-0.5%	-1.0%
シニアパートナー	1.0%	0.5%	0.0%	-0.5%	-1.0%

- ・役職者の方については、S～B評価者(C・D評価者除く)まで上記の係数に0.5%別途加算をします。
- ・評価本人給は、NAF組合員と同様にステップアップ区分毎に上限額が設定されています。
- ・評価本人給の上限超え分については、上位評価者(※1)に限り、評価反映額を特別評価給として70円を上限に積み上げを行います。

※1：上位評価者とは、リーダー・キャリアパートナーのS～B評価者、レギュラー・シニアパートナーのS～A評価者となります。

表③ 特別評価給加算額

下期評価時（2024年11月末時点）のステップアップ区分で2025年度の加算額を確認してください。

[単位：円]

賃金改定時評価 (年間評価) 下期評価時点 ステップアップ区分	S	A	B	C	D
リーダーパートナー	6	5	3	—	—
キャリアパートナー	5	4	2	—	—
レギュラーパートナー	4	3	2	—	—
シニアパートナー	4	3	2	—	—

※今年度の賃金改定に限り、賃金体系維持分に加えて「評価本人給」を「特別評価給」へ加算を行います。ただし、特別評価給は70円を上限とします。

表④ 評価本人給（勤続反映）加算額

下期評価時（2024年11月末時点）のステップアップ区分で2025年度の加算額を確認してください。

[単位：円]

賃金改定時評価 (年間評価) 下期評価時点 ステップアップ区分	S	A	B	C	D
リーダーパートナー	3	3	3	3	—
キャリアパートナー	3	3	3	3	—
レギュラーパートナー	3	3	3	3	—
シニアパートナー	3	3	3	3	—

※今年度の賃金改定に限り、賃金体系維持分に加えて、リーダー・キャリア・レギュラーパートナーは「勤続反映額」として、シニアパートナーは「特別加算額」として「評価本人給」へ加算を行います。ただし、評価本人給上限到達者はその限りではありません。

表⑤ 評価本人給加算額

下期評価時（2024年11月末時点）のステップアップ区分で2025年度の加算額を確認してください。

[単位：円]

賃金改定時評価 (年間評価) 下期評価時点 ステップアップ区分	S	A	B	C	D
リーダーパートナー	5	5	5	5	—
キャリアパートナー	5	5	5	5	—
レギュラーパートナー	5	5	5	5	—
シニアパートナー	5	5	5	5	—

※今年度の賃金改定に限り、賃金体系維持分に加えて「評価本人給」へ加算を行います。ただし、評価本人給上限到達者はその限りではありません。

